

GHGプロトコル スコープ2ガイダンスの主要ポイント

温室効果ガス(GHG)スコープ2研究会

1-1 GHGプロトコル スコープ2 ガイダンス

- GHGプロトコル・スコープ2ガイダンスとは。
- GHGプロトコル・スコープ2ガイダンス（GHG Protocol Scope 2 Guidance）（以下「スコープ2ガイダンス」という。）は、温室効果ガス(GHG)プロトコルイニシアチブが、購入電力等からのGHG間接排出（スコープ2）の算定及び報告に関して定めた基準である。
- スコープ2ガイダンスは、先に制定されたGHGプロトコル事業者排出量算定報告基準（GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard）（以下「コーポレート・スタンダード」という。）のスコープ2に関しての変更・追加として制定されたものである。

1-2 GHGプロトコルイニシアチブ

- GHGプロトコルイニシアチブ
- 温室効果ガス(GHG)プロトコルイニシアチブは、米国の環境 NGO「世界資源研究所」(World Resources Institute, WRI)と国際事業者 170 社から成る合議体でスイスに本部を置く「持続可能な発展のための世界経済人会議」(World Business Council for Sustainable Development, WBCSD)を中心に集まった世界の諸事業者、NGO、政府機関など多数の利害関係者の共同活動である。1998 年に発足したこのイニシアチブの使命は、国際的に認められる温室効果ガス(GHG)排出量算定と報告の基準を開発し、その広範な採用の促進を図ることにある。

2-1 スコープ2の算定・報告(要求事項)

【ポイント】

1. スコープ2の算定・報告(要求事項)

スコープ2を算定・報告しなければならない。

2. スコープ2の算定・報告方法(要求事項)

製品/供給業者一固有データ又は他の契約証書を提供しない市場でのみ事業を行う事業者は、
ロケーション基準手法に基づき、一つのスコープ2排出量を算定・報告しなければならない。

製品/供給業者一固有データ又は他の契約証書を提供する市場で事業を行う事業者は、
ロケーション基準手法及びマーケット基準手法の両方でスコープ2排出量を算定・報告しなければならない。 ければ

2-2 スコープ2算定・報告（要求事項）(基準原文)

スコープ2の算定・報告(要求事項)

スコープ2を算定・報告しなければならない。

| | |
|----|---|
| 仮訳 | 事業者は、少なくともスコープ1とスコープ2それぞれについての算定と報告を行わなければならない。 (コーポレート・スタンダード4章) |
| 原文 | Companies shall separately account for and report on scopes 1 and 2 at a minimum. (Corporate Standard Chapter 4) |

3-1 スコープ2の定義の内容

スコープ2の定義：

【ポイント】

スコープ2：電気の使用に伴う温室効果ガスの間接排出

（電気は、電気、温熱、冷熱、蒸気の総称）

スコープ2では、事業者が消費する購入電力の発電に伴う温室効果ガスの排出量を算定する。

購入電力とは、購入した又は事業者の組織境界内に持ち込まれた電力のことである。スコープ2の排出は、物理的には、発電施設において生じる。

3-2 スコープ2の定義の内容(基準原文)

スコープ2の定義

| | |
|----|---|
| 仮訳 | <p>スコープ2:電気の使用に伴う温室効果ガスの間接排出</p> <p>スコープ2では、事業者が消費する購入電力の発電に伴う温室効果ガスの排出量を算定する。購入電力とは、購入した又は事業者の組織境界内に持ち込まれた電力のことである。スコープ2の排出は、物理的には、発電施設において生じる。</p> <p>(コーポレート・スタンダード4章)</p> |
| 原文 | <p>Scope 2: Electricity Indirect GHG emissions</p> <p>Scope 2 accounts for GHG emissions from the generation of purchased electricity consumed by the company. Purchased electricity is defined as electricity that is purchased or otherwise brought into the organizational boundary of the company. Scope 2 emissions physically occur at the facility where electricity is generated.</p> <p>(Corporate Standard Chapter 4)</p> |

3-3 スコープ2の定義の内容:温室効果ガスの対象ガス

スコープ2の定義:

スコープ2:電気の使用に伴う温室効果ガスの間接排出

スコープ2では、事業者が消費する購入電力の発電に伴う**温室効果ガス**の排出量を算定する。購入電力とは、購入した又は事業者の組織境界内に持ち込まれた電力のことである。スコープ2の排出は、物理的には、発電施設において生じる。

【ポイント】

温室効果ガスの対象ガス:

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)及び三フッ化窒素(NF₃)

3-4 スコープ2の定義の内容:温室効果ガスの対象ガス(基準原文)

温室効果ガス(GHG)の対象ガス(1)

| | |
|----|---|
| 仮訳 | <p>この基準の目的上、GHGとは、UNFCCC(気候変動枠組条約)で対象とされた7つのガス、すなわち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)及び三フッ化窒素(NF₃)をいう。</p> <p>(スコープ2ガイダンス 用語)</p> |
| 原文 | <p>Greenhouse Gases (GHG) For the purposes of this standard, GHGs are the seven gases covered by the UNGCCC: carbon dioxide(CO₂); methane(CH₄); nitrous oxide(N₂O); hydrofluorocarbons (HFCs); perfluorocarbons (PFCs); Sulphur hexafluoride (SF₆), and nitrogen trifluoride (NF₃).</p> <p>(Scope 2 Guidance, Glossary)</p> |

3-5 スコープ2の定義の内容:温室効果ガスの対象ガス(補足)

温室効果ガスGHG)対象ガス(2)

三フッ化窒素(NF₃)は、2013年5月22日にGHGに追加された。

当初の、コーポレート・スタンダードの内容は以下の通り。

この基準の目的上、GHGとは、京都議定書で定められた6つのガス、すなわち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)及び六フッ化硫黄(SF₆)をいう。

(コーポレート・スタンダード 用語)

3-6 スコープ2の定義の内容:組織境界の内容

スコープ2の定義:

スコープ2:電気の使用に伴う温室効果ガスの間接排出

スコープ2では、事業者が消費する購入電力の発電に伴う温室効果ガスの排出量を算定する。購入電力とは、購入した又は事業者の**組織境界内**に持ち込まれた電力のことである。スコープ2の排出は、物理的には、発電施設において生じる。

【ポイント】

組織境界:

組織境界は、出資比率基準、財務支配力基準、又は経営支配力基準の何れかにより連結の対象となる組織(組織境界)が定められる。

3-7 スコープ2の定義の内容:組織境界の内容(基準原文1)

組織境界

| | |
|----|---|
| 仮訳 | 組織境界: 報告事業者が所有または支配している事業を連結基準(出資比率基準又は支配力基準)に基づいて決定する境界 (コーポレート・スタンダード 用語) |
| 原文 | The boundaries that determine the operations owned or controlled by the reporting company depending on the consolidation approach taken (equity or control approach) (Corporate Standard Glossary) |
| 仮訳 | 事業者は、以下に記す出資比率基準または支配力基準の何れかに従って連結GHGデータを算定し報告しなければならない。 (コーポレート・スタンダード 3章) |
| 原文 | Companies shall account for and report their consolidated GHG data according to either the equity share or control approach as presented below. (Corporate Standard Chapter 3) |

3-8 スコープ2の定義の内容:組織境界の内容(基準原文2)

組織境界 出資比率基準及び支配力基準(経営支配力基準/財務支配力基準)

| | |
|----|---|
| 仮訳 | 出資比率基準 出資比率基準のもとでは、事業者は対象事業からのGHG排出量をその事業に対する出資比率に従って算定する。 (コーポレート・スタンダード 3章) |
| 原文 | Equity share approach Under the equity share approach, company accounts for GHG emissions from operations according to its share of equity in the operation. (Corporate Standard Chapter 3) |
| 仮訳 | GHG排出量の連結のために支配力基準を用いる場合、事業者は経営支配力と財務支配力のいずれかの基準を選択しなければならない。 (コーポレート・スタンダード 3章) |
| 原文 | When using the control approach to consolidate GHG emissions, companies shall choose between either the operational control or financial control criteria. (Corporate Standard Chapter 3) |

3-9 スコープ2の定義の内容:組織境界の内容(基準原文3)

組織境界 財務支配力基準

| | |
|----|--|
| 仮訳 | 財務支配力基準 事業者がある事業活動から経済的利益を得る目的でその事業の財務方針及び経営方針を決定する力を持つ場合、事業者はその事業に対し財務支配力を持つといえる。 (・コーポレートスタンダード 3章) |
| 原文 | Financial Control: The company has financial control over the operation if the former has the ability to direct the financial and operating policies of the latter with a view to gaining economic benefits from its activities. (Corporate Standard Chapter 3) |

3-10 スコープ2の定義の内容:組織境界の内容(基準原文3)

組織境界 経営支配力基準

| | |
|----|--|
| 仮訳 | <p>経営支配力基準 ある事業が又はその子会社の一つを通じて自らの経営方針をある事業に導入し実施する完全な権限を持っている場合、その事業者はその事業に対して経営支配力を持っているといえる。経営支配力基準のもとでは、事業者は自社または子会社が経営支配力を持つ事業の排出量100%について報告責任を持つ。 (コーポレート・スタンダード 3章)</p> |
| 原文 | <p>Operational Control: A company has operational control over an operation if the former or one of its subsidiaries has the full authority to introduce and implement its operating policies at the operation. Under the operational control approach, a company accounts for 100% of emissions from operations over which it or one of its subsidiaries has operational control. (Corporate Standard Chapter 3)</p> |

3-11 スコープ2の定義の内容:購入電力の内容(送電ロスの取扱い)

購入電力の発電に伴う温室効果ガス

スコープ2の定義

スコープ2では、事業者が消費する**購入電力**の発電に伴う温室効果ガスの排出量を算定する。**購入電力**とは、購入した又は事業者の組織境界内に持ち込まれた電力のことである。スコープ2の排出は、物理的には、発電施設において生じる。

「購入電力」:

購入電力量(消費電力量) = 発電電力量 - 送配電ロス

[発電電力量 = 送配電ロス + 購入電力量(消費電力量)]

3-12 スコープ2の定義の内容:温室効果ガス排出量(送電ロスの取扱い)

購入電力の発電に伴う温室効果ガス

スコープ2の定義

スコープ2では、事業者が消費する購入電力の発電に伴う温室効果ガスの排出量を算定する。購入電力とは、購入した又は事業者の組織境界内に持ち込まれた電力のことである。スコープ2の排出は、物理的には、発電施設において生じる。

事業者が消費する購入電力の発電に伴う温室効果ガスの排出量:発電時の排出係数の使用

発電電力量 = 送配電ロス + 購入電力量(消費電力量)

購入電力の発電に伴う温室効果ガスの排出量

= 発電に伴う温室効果ガス排出量 × (購入電力量 / 発電電力量)

= (発電に伴う温室効果ガス排出量 / 発電電力量) × 購入電力量

= 発電時の排出係数 × 購入電力量

送電ロスの発電に伴う温室効果ガスは含まない。

3-13 スコープ2の定義の内容:送配電ロスの取扱い(基準原文)

送配電に伴う間接排出の取扱い

| | |
|----|--|
| 仮訳 | <p>スコープ2の定義に従い、送配電中に消費される購入電力分の発電に伴う排出は、送配電事業を所有又は管理している事業者によって報告される。購入電力のエンドユーザーは、送配電ロスを生んでいる送電事業を所有しているわけでも管理しているわけでもないので、送配電ロス分の間接排出をスコープ2で報告しない。</p> <p>(コーポレート・スタンダード 4章、送配電に伴う間接排出)</p> |
| 原文 | <p>Consistent with the scope 2 definition, emission from the generation of purchased electricity that is consumed during transmission and distribution are reported in scope by the company that owns or controls the T&D operation. End consumers of the purchased electricity do not report indirect emissions associated with T&D losses in scope 2 because they do not own or control the T&D operation where the electricity is consumed (T&D loss).</p> <p>(Corporate Standard Chapter 4 , Indirect Emissions Associated with Transmission and Distribution)</p> |

3-14 スコープ2の定義の内容:送配電ロスの取扱い(基準原文)

ロケーション基準手法・マーケット基準手法共通の特徴

| | |
|----|--|
| 仮訳 | <p>これらのスコープ2算定手法は、以下を含む共通の特徴を有する。</p> <ul style="list-style-type: none">・この二つの基準は、供給され消費された電力量に伴う排出を区分するように設計された電力のみの排出係数(例えば、エネルギー製造の場所において算定された排出)を使用する。この排出係数は、T&Dロス(送配電ロス)又は発電において用いられた技術的方法又は燃料に伴う上流のライフサイクル排出を含まない。 <p>(スコープ2ガイダンス 4.2)</p> |
| 原文 | <p>These Scope 2 accounting methods have several features in common, including:</p> <ul style="list-style-type: none">・They use generation-only emission factors (e.g. emissions assessed at the point of energy generation), designed to label emissions associated with a quantity of electricity delivered and consumed. The emission factors do not include T&D losses or upstream life-cycle emissions associated with the technology or fuel used in generation. <p>(Scope 2 Guidance 4.2)</p> |

3-15 スコープ2の定義の内容: 発電時の排出係数の使用

スコープ2の排出量の計算:

スコープ2の排出量の計算に、消費時の排出係数(EFC)ではなく、発電時の排出係数(EFG)を使用する。

発電時の排出係数(EFG)=発電からの合計CO2排出量／発電電力量

消費時の発電係数(EGC)=発電からの合計CO2排出量／消費電力量

EFGとEGC の関係

$EFC \times \text{消費電力量} = EFG \times (\text{消費電力量} + \text{送配電ロス})$

$EFC = EFG \times (1 + \text{送配電ロス} / \text{消費電力})$

3-16 スコープ2の定義の内容：発電時の発電係数の使用（基準原文）

発電時の排出係数（EFG）の使用

| | |
|----|---|
| 仮訳 | <p>日本など一部の国には、法律により電力会社が消費者に対しEFGとEFCの両方を提供するように求められており、消費者は購入電力の消費からの間接排出量を計算するためにEFCを使用するように求められているところもある。この場合であっても、企業はコーポレート・スタンダードに基づいて作成されるGHG報告においては、スコープ2での排出量を報告するためにEFGを使用する必要がある。</p> <p>EFG:発電時の排出係数、EFC:消費時の排出係数 (コーポレート・スタンダード、付録A 購入電力からの間接排出の算定)</p> |
| 原文 | <p>In some countries such as Japan, local regulations may require utility companies to both EFG and EFC to its consumers, and consumers may be required to use EFC to calculate indirect emissions from the consumption of purchased electricity. In this case, a company still needs to use EFG to report its scope 2 emissions for a GHG report prepared in accordance with GHG Protocol Corporate Standard. (Corporate Standard, Appendix A Accounting for Indirect Emission from Purchased Electricity)</p> |

4-1 スコープ2算定・報告方法：算定手法の決定

【ポイント】

スコープ2で要求される算定・報告

- ・製品/供給業者一固有データ又は他の契約証書を提供しない市場でのみ事業を行う事業者

ロケーション基準手法に基づき、一つのスコープ2排出量を算定・報告しなければならない。

- ・製品/供給業者一固有データ又は他の契約証書を提供する市場で事業を行う事業者

ロケーション基準手法及びマーケット基準手法の両方でスコープ2排出量を算定・報告し、
表示をしなければならない。 区別

(スコープ2ガイダンス 7.1)

4-2 スコープ2算定・報告方法：算定手法の決定（基準原文1）

ロケーション基準手法のみで算定・報告する事業者（要求事項）

| | |
|----|---|
| 仮訳 | 製品又は供給業者一固有排出データ又は他の契約証書を提供していない市場で事業を行う事業者については、 ロケーション基準手法に基づき、一つのスコープ2の算定結果のみが報告されなければならない。 (スコープ2ガイダンス 7.1) |
| 原文 | For companies with operations only in markets that do not provide product or supplier-specific data or other contractual instruments: Only one scope 2 result shall be reported, based on the location-based method. (Scope 2 Guidance 7.1) |

4-2 スコープ2算定・報告方法：算定方法の決定(基準原文2)

ロケーション基準手法、マーケット基準手法双方で算定・報告する事業者(要求事項)

| | |
|----|---|
| 仮訳 | <p>製品又は供給業者一固有排出データを契約証書の形式で提供する市場で何らかの事業を行う事業者については(市場では、購入の選択肢をますます開発し高度化しており、かつリストは限定的ではない。現在これには、EU経済圏、米国、オーストラリア、ラテンアメリカの多くの国、日本及びインド、等である) 事業者は、二つの方法で、一つはロケーション基準手法、一つはマーケット基準手法に基づき、スコープ2排出を算定・報告し、また、基準により各算定結果を区別表示しなければならない。(スコープ2ガイダンス 7.1)</p> |
| 原文 | <p>For companies with operations only in markets providing product or supplier-specific data in the form of contractual instruments. (Markets are increasingly developing and refining purchasing options, and the list is not exhaustive. Currently this includes the EU Economic Area, the U.S., Australia, most Latin American countries, Japan, and India, among others) Companies shall account and report scope 2 emissions in two way and label each result according to the method: one based on the location-based method, and one based on the market-based method. (Scope 2 Guidance Chapter 7.1)</p> |

4-3 スコープ2算定・報告方法：算定手法の決定：契約証書の内容

製品/供給業者一固有データ又は他の**契約証書**を提供しない市場でのみ事業を行う事業者は、ロケーション基準手法に基づき、一つのスコープ2の結果を報告しなければならない。

製品/供給業者一固有データ又は他の**契約証書**を提供する市場で事業を行う事業者は、ロケーション基準手法及びマーケット基準手法の両方でスコープ2排出量を算定・報告しなければならない。

契約証書：

エネルギー製造についての属性と一体となったエネルギー、又は分離された属性の訴求権の、売買についての二当事者間の契約の形態。

4-4 スコープ2算定・報告方法：算定手法の決定：契約証書の内容(基準原文)

契約証書(Contractual Instrument)

| | |
|----|---|
| 仮訳 | <p>エネルギー製造についての属性と一体となったエネルギー、又は分離された属性の訴求権の、売買についての二当事者間の契約の形態。どのような契約証書が、エネルギーの購入又はエネルギーについての固有の属性を訴求するために事業者に一般的に利用可能であるか又は利用されているかは、市場によって異なるが、それらには、エネルギー属性証明書(REC、GO等)、(低炭素、再生可能エネルギー又は化石燃料による発電双方についての)直接契約、供給業者の固有排出レート、及び、事業者がスコープ2品質基準を満たす他の契約情報を有しない場合に、(残余ミックスと呼ばれる)追跡又は訴求されていないエネルギー及び排出を表す他のデフォルト(規定)の排出係数が含まれる。(スコープ2ガイダンス 用語)</p> |
| 原文 | <p>Any type of contract between two parties for the sale and purchase of energy bundled with attributes about the energy generation, or for unbundled attribute claims. Markets differ as to what contractual instruments are commonly available or used by companies to purchase energy or claim specific attribute about it, but they can include energy attribute certificates (RECs, Gos, etc.), direct contracts (for both low-carbon, renewable or fossil fuel generation), supplier-specific emission rates, and other default emission factors representing the untracked or unclaimed energy and emissions (termed the residual mix) if a company does not have other contractual information that meet the Scope 2 Quality Criteria.(Scope 2 Guidance Glossary)</p> |

4-5 スコープ2算定・報告方法：算定手法の決定： 全ての証書がスコープ2品質基準を満たさない場合(基準原文)

全ての証書がスコープ2品質基準を満たさない場合

| | |
|----|---|
| 仮訳 | 報告当事者の全体の組織境界内の施設が、契約の訴求システムのある市場に全く存在しない場合。或は、このシステムの中の如何なる証書も、この書類により要求されるスコープ2品質基準を満たしていない場合には、ロケーション基準のみがスコープ2の計算に用いられなければならない。 (スコープ2ガイダンス 6,2) |
| 原文 | If no facilities in the entire organizational boundary of the reporting entity are located in markets with contractual claims systems, or where no instruments within those systems meet Scope 2 Quality Criteria required by the document, then only the location-based shall be used to calculate scope 2. (Scope 2 Guidance 6.2) |

5-1 算定手法:ロケーション基準手法の内容

製品/供給業者一固有データ又は他の契約証書を提供しない市場でのみ事業を行う事業者は、

ロケーション基準に基づき、一つのスコープ2の結果を報告しなければならない。

製品/供給業者一固有データ又は他の契約証書を提供する市場で事業を行う事業者は、

ロケーション基準及びマーケット基準の両方でスコープ2排出量を算定・報告しなければならない。

ロケーション基準の内容

特定された場所の平均発電排出係数に基づきスコープ2排出量を算定する。

5-2 算定手法・ロケーション基準の内容(基準原文)

| | |
|----|--|
| 仮訳 | スコープ2算定のためのロケーション基準手法 地域、地方又は国の境界を含む特定された場所での平均エネルギー製造排出係数に基づきスコープ2GHG排出量を算定する手法 (スコープ2ガイダンス 用語) |
| 原文 | Location-based method for Scope 2 accounting A method to quantify Scope 2 GHG emissions based on average energy generation emission factors for defined locations, including local, subnational, or national boundaries. (Scope 2 Guidance Glossary) |

6-1 算定手法・マーケット基準手法の内容

製品/供給業者一固有データ又は他の契約証書を提供しない市場でのみ事業を行う事業者は、

ロケーション基準手法に基づき、一つのスコープ2の結果を報告しなければならない。

製品/供給業者一固有データ又は他の契約証書を提供する市場で事業を行う事業者は、

ロケーション基準手法及び**マーケット基準手法**の両方でスコープ2排出量を算定・報告しなければならない。

マーケット基準手法の内容:

報告者が、契約証書と一体となった電力又は電力と切り離された契約証書を購入した発電業者が排出したGHG排出量に基づいて算定する。

つまり、

発電事業者が、1)契約証書と一体となった電力を売却、又は2)電力と切り離された契約証書を売却し、

これを購入した消費者が、この発電事業者が排出したGHG排出量を算定する。

これを購入しない消費者は、残余ミックスに基づきGHG排出量を算定する。

6-2 算定手法・マーケット基準手法の内容(基準原文)

マーケット基準手法

| | |
|----|---|
| 仮訳 | <p>スコープ2算定のためのマーケット基準手法</p> <p>スコープ2GHG排出量を、報告者が、証書と一体となった電力、又は分離された証書を契約により購入した発電業者が排出したGHG排出量に基づき算定する手法。</p> <p>(スコープ2ガイダンス、用語)</p> |
| 原文 | <p>Market-based method for scope 2 accounting: A method to quantify scope 2 GHG emissions based on GHG emissions emitted by the generators from which the reporter contractually purchases electricity bundled with instruments, or unbundled instruments on their own. (Scope 2 Guidance, Glossary)</p> |

6-4 算定方法・マーケット基準手法：供給業者の固有排出係数(基準原文)

供給業者の固有排出係数

ユーティリティの固有排出係数は、その需要家のために確保され、除却された証書を織り込んで、引渡される電力について計算される。

| | |
|----|---|
| 仮訳 | <p>更に、ユーティリティの固有排出係数は、</p> <p>6. その需要家のために確保され、除却された証書を織り込んで、引渡される電力に基づき計算されなければならない。(契約又は証明書により)属性が売却された再生可能エネルギー施設からの電力は、ユーティリティの残余ミックスのGHG属性又は供給業者一固有排出係数と見なされる。(スコープ2ガイダンス 表7.1)</p> |
| 原文 | <p>In addition, utility-specific emission factors shall:</p> <p>6. Be calculated based on delivered electricity, incorporating certificates sourced and retired on behalf of its customers. Electricity from renewable facilities for which the attributes have been sold off (via contracts or certificates) shall be characterized as having the GHG attributes of the residual mix in the utility or supplier-specific emission factor. (Scope 2 Guidance Table 7.1)</p> |

6-5 算定手法・マーケット基準手法: 残余ミックス(基準原文)

残余ミックス

| | |
|----|--|
| 仮訳 | <p>残余ミックス</p> <p>契約証書が訴求/除却/解除された後の特定された地域境界内のエネルギー製造原並びに、GHG排出のような付随する属性のミックス。</p> <p>残余ミックスは、契約証書を有しない事業者が、マーケット基準手法の計算に用いる排出係数を提供することが出来る。</p> <p>(スコープ2 ガイダンス 用語)</p> |
| 原文 | <p>Residual mix</p> <p>The mix of energy generation resources and associated attribute such as GHG emissions in a defined geographic boundary left after contractual instruments have been claimed/retired/canceled. The residual mix can provide an emission factor for companies without contractual instruments to use in a market-based method calculation.</p> <p>(Scope 2 Guidance Glossary)</p> |

7-1 オフセットの取扱い

【ポイント】

オフセットは、契約証書のように、発電地点の排出量データを伝達しないので、オフセット・クレジットは、スコープ2排出量算定において考慮されてはならない。

7-2 オフセットの取扱い(基準原文)

オフセット

| | |
|----|---|
| 仮訳 | オフセットは、プロジェクト・レベルの計算を用いて回避されたCO2のトン数を移転するが、それらは、契約証書が行うような、エネルギー製造地点で生じた直接的なエネルギー製造による排出についての情報は提供しない。オフセット・クレジットは、スコープ2に適用される電力の属性の利用について如何なる訴求権も与えない。 (スコープ2ガイダンス 8.2.4) |
| 原文 | Offsets convey tons of avoided CO2 using project-level accounting, but they do not convey information about direct energy generation emission occurring at the point of production, like contractual instruments do. An offset credit does not confer any claims about the use of electricity attributes applicable to scope 2. (Scope 2 Guidance 8.2.4) |

7-3 オフセット・クレジットの内容(基準原文)

オフセット

| | |
|----|---|
| 仮訳 | <p>オフセット・クレジット: オフセット・クレジット(オフセット、又は、認証された排出削減とも呼ばれる)は、自主的又は強制的GHG目標又はキャップの達成等に用いられる他所でのGHG排出の埋め合わせのために用いられる特定のプロジェクトからのGHG 排出量の削減、除去又は回避である。オフセットは、そのオフセットが生成する緩和プロジェクトがなかった場合にあり得た排出の仮定のシナリオであるベースラインとの対比により算定される。二重計上回避のため、オフセットを生むGHG 削減は、オフセットが用いられる目標またはキャップに含まれない排出源又は吸収源で生じたものでなければならない。(スコープ2ガイダンス 用語)</p> |
| 原文 | <p>Offset credit: Offset credits (also called offsets, or verified emission reduction) represent the reduction, removal, or avoidance of GHG emissions from a specific project that is used to compensate for GHG emissions occurring elsewhere, for example to meet a voluntary or mandatory GHG target or cap. Offset are calculated relative to a baseline that represents a hypothetical scenario for what emissions would have been in the absence of the mitigation project that generates the offsets. To avoid double counting, the reduction giving rise the offset must occur at sources or sinks not included in the target or cap for which it is used. (Scope 2 Guidance Glossary)</p> |

7-4 オフセットの取扱い（基準原文）

ロケーション基準・マーケット基準共通の特徴

| | |
|----|--|
| 仮訳 | <p>これらのスコープ2算定手法は、以下を含む共通の特徴を有する。</p> <ul style="list-style-type: none">・このガイダンスでは、全社の算定とプロジェクトレベルの算定間のいくつかの重要な違いからスコープ2の算定において「削減貢献(回避される排出量)」の方法を認めていない。 <p>(スコープ2ガイダンス 4.2)</p> |
| 原文 | <p>These Scope 2 accounting methods have several features in common, including:</p> <ul style="list-style-type: none">・This guidance does not support an “avoided emissions” approach for scope s accounting due to several important distinctions between corporate accounting and project-level accounting. (Scope 2 Guidance 4.2) |